

住宅宿泊事業法等の定期報告提出義務違反に対する措置命令実績

年度	件数	命令日	施設名	所在地	備考
平成30年度	1	平成30年10月11日	A	北区	令和元年11月17日 廃業済み
平成31年度	1	令和元年11月28日	B	東山区	令和3年5月31日 廃業済み
令和2年度	4	令和2年6月9日	C	右京区	令和4年1月31日 廃業済み
		令和2年6月9日	D	右京区	令和4年1月31日 廃業済み
		令和2年10月23日	E	左京区	令和3年1月31日 廃業済み
		令和2年10月23日	F	伏見区	
令和4年度	1	令和4年11月7日	G	南区	令和4年3月31日 廃業済み
令和5年度	4	令和5年10月30日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
		令和5年11月28日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
		令和5年12月11日	I	左京区	
		令和6年2月16日	J	右京区	
令和6年度	14	令和6年4月30日	L - 1 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 2 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 3 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 4 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 5 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 6 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 7 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 8 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 9 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 10 *	東山区	
		令和6年4月30日	L - 11 *	東山区	
		令和6年4月30日	M	山科区	
		令和6年10月22日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
		令和6年12月2日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
令和7年度	1	令和7年9月12日	N	山科区	

* 枝番号は同一の共同住宅を表しています。

根拠法令：

住宅宿泊事業法

第14条

住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事*に報告しなければならない。（*政令市にあっては市長となります。）

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例

第16条

住宅宿泊事業者は、法第14条の規定による報告の際に、当該報告をする日の属する月の前月及び前々月における届出住宅の周辺住民からの苦情の状況に関し次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 苦情の件数 (2) 苦情を受けた日時 (3) 苦情の内容 (4) 苦情への対応の状況

略